

一般社団法人関東学生アメリカンフットボール連盟

罰則規定（抜粋）

<違反行為の処罰>

第2条 本連盟は、加盟する団体または個人（選手、監督、コーチ、役員その他の関係者を含む）が、次の各号のいずれかに該当したときは、本規定の定めるところにより、罰則を科することができる。

- ① 本連盟の定款または規定ならびに付随する諸規則に違反したとき
- ② 本連盟の指示命令に従わなかったとき
- ③ 本連盟または加盟する団体・個人の明用または信用を著しく犯すような行為を行ったとき
- ④ 本連盟または加盟する団体・個人の風紀秩序を乱したとき
- ⑤ 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

<罰則の種類>

第3条 前条による罰則の種類は次のとおりとする。

- ① 訓告（警告）
- ② 戒告（譴責）
- ③ 公式試合の一定数出場資格の停止
- ④ 公式試合の一定期間出場資格の停止
- ⑤ 公式試合の無期限出場資格の停止
- ⑥ 団体活動の一時的または無期限停止
- ⑦ 資格の剥奪（登録の抹消）
- ⑧ 除名

2. 前項各号の罰則は、併科することができる。

<両罰規定>

第6条 団体に所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して罰則を科するほか、その個人が所属する団体に対しても罰則を科することができる。但し、その団体に過失がなかったと認められるときは、この限りではない。

2. 前項において団体にも罰則が適用された場合、当該選手・役員が、処分を受けその団体を直ちに離脱しても、団体として免責にはならない。